

充当割合:政務活動のみ全額充当

資料購入費

八重山日報(10月~11月)

(@2,700)

※銀行引き落とし後、領収発行の為担当印無→八重山日報確認

領収書

照屋 守之 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和3年10月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
領収日 令和3年11月22日



株式会社八重山日报社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市高登46-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

照屋 守之 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和3年11月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
領収日 令和3年12月20日



株式会社八重山日报社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

担当割合: 政務活動 のみ全額充当

資料購入費

八重山日報(2月・3月)

(@2,700)

※銀行引き落とし後、領収発行の為担当印無→八重山日報確認

領収書

収入印紙

照屋 守之

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年2月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
領収日 令和4年3月22日



株式会社八重山日报社

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

収入印紙

照屋 守之

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年3月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
領収日 令和4年4月20日



株式会社八重山日报社

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/25	電気代(4月分案分)	6,579	その他	2,971
6/26	電気代(5月分)	7,303	全額	7,303
6/26	電気代(6月分)	5,775	全額	5,775
8/5	電気代(7月分)	6,090	全額	6,090
9/8	電気代(8月分)	7,000	全額	7,000
10/6	電気代(9月分)	7,642	全額	7,642
11/11	電気代(10月分)	6,127	全額	6,127
12/4	電気代(11月分)	5,121	全額	5,121
12/24	電気代(12月分)	4,683	全額	4,683
1/29	電気代(1月分)	5,255	全額	5,255
3/4	電気代(2月分)	4,130	全額	4,130
3/25	電気代(3月分)	5,663	全額	5,663
3/22	4月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
4/20	5月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
5/20	6月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
6/21	7月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
7/20	8月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
8/20	9月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
9/21	10月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
10/20	11月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
11/22	12月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
12/20	1月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
1/20	2月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
2/21	3月家賃(水道代込)	74,076	全額	74,076
3/31	事務所看板	66,000	全額	66,000
事務所費 充当合計				1,022,672

充当割合:政務活動費のみ全額充当

事務所費

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
 パルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8180-0000

ご使用量	計	247 kWh	令和 3年 4月分	ご利用期間 3月15日~ 4月14日 お支払期日 5月17日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります。
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	4月15日	翌月検針日	5月17日
今回指示数	10509.4	前回(6ヶ)指示数	10262.9
乗率		使用量	247
計器番号	634956	取替前使用量	162
前月		前年同月	175

ご請求金額	6,579 円
(再エネ賦課金)	(再掲 738 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価			
当月分	翌月分			
0kWh~10kWh	-28円41銭	-24円31銭	+29円80銭	+33円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-2円84銭	-2円43銭	+2円88銭	+3円36銭

沖縄電力株式会社
 お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-588-391 (IP電話) 098-983-7777
 休電・緊急 0120-588-705 うるま支店
 引越 0120-588-390 検針員

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
 ご契約種別 従量電灯
 令和 3年 4月分

領収金額	6,579 円
料金	5,843 円
再エネ賦課金	738 円

【再掲】
 消費税等相当額 598 円
 燃料費調整額 -701.49 円

ご使用量 247 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人印)

支払期日	5月17日	日 附 印
金融機関 取扱期日	5月27日	
コンビニ等 取扱期日	6月8日	
沖縄電力株式会社 うるま支店		

6,579 ÷ 31日 × 14日 = 2,971 (1ヶ月) (4日分)

4月 2,971円のみ計上

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
 パルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8180-0000

ご使用量	計	265 kWh	令和 3年 5月分	ご利用期間 4月15日~ 5月18日 お支払期日 6月18日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります。
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	5月17日	翌月検針日	6月18日
今回指示数	10774.0	前回(6ヶ)指示数	10509.4
乗率		使用量	265
計器番号	634956	取替前使用量	247
前月		前年同月	218

ご請求金額	7,303 円
(再エネ賦課金)	(再掲 890 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価			
当月分	翌月分			
0kWh~10kWh	-24円31銭	-18円83銭	+33円80銭	+33円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-2円43銭	-1円86銭	+3円36銭	+3円36銭

沖縄電力株式会社
 お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-588-391 (IP電話) 098-983-7777
 休電・緊急 0120-588-705 うるま支店
 引越 0120-588-390 検針員

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
 ご契約種別 従量電灯
 令和 3年 5月分

領収金額	7,303 円
料金	6,413 円
再エネ賦課金	890 円

【再掲】
 消費税等相当額 663 円
 燃料費調整額 -643.96 円

ご使用量 265 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人印)

支払期日	8月18日	日 附 印
金融機関 取扱期日	8月25日	
コンビニ等 取扱期日	7月8日	
沖縄電力株式会社 うるま支店		

5月

充当割合:政務活動費のみ全額充当

事務所費

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
バルティールみどり町 101

電気番号				店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD		
41900	56	1	6	400 3419	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8180-0000

ご使用量	計	209 kWh	令和 3年 6月分	ご利用期間 5月17日~ 6月14日 お支払期日 7月15日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	6月15日	翌月検針日	7月15日
今回指示数	10982.7	前回(取付)指示数	10774.0
乗率	1	使用量	209
計器番号	6349656	取替前使用量	265
前年同月	421		

ご請求金額 (再エネ賦課金)	5,775 円 (再掲 702 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 18円83銭	- 12円31銭	+33円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 1円88銭	- 1円23銭	+ 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-588-705 うるま支店
引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取りずみ金庫欄 横断線 横断線 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 6月分

領収金額	5,775 円
料金	5,073 円
再エネ賦課金	702 円

【再掲】
消費税等相当額 525 円
燃料費調整額 -388.77 円

ご使用量 209 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月15日	日附印 07338 21.6.26 10
金融機関 取扱期日	7月21日	
コンビニ等 取扱期日	8月4日	

沖縄電力株式会社
うるま支店

切り取りずみ金庫欄 横断線 横断線 コンビニエンスストア等へお出しください。

6月

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
バルティールみどり町 101

電気番号				店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD		
41900	56	1	6	400 3419	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8180-0000

ご使用量	計	215 kWh	令和 3年 7月分	ご利用期間 6月15日~ 7月14日 お支払期日 8月16日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	7月15日	翌月検針日	8月16日
今回指示数	11198.1	前回(取付)指示数	10982.7
乗率	1	使用量	215
計器番号	6349656	取替前使用量	209
前年同月	280		

ご請求金額 (再エネ賦課金)	6,090 円 (再掲 722 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 12円31銭	- 7円58銭	+33円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 1円23銭	- 0円78銭	+ 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-588-705 うるま支店
引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取りずみ金庫欄 横断線 横断線 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 7月分

領収金額	6,090 円
料金	5,368 円
再エネ賦課金	722 円

【再掲】
消費税等相当額 553 円
燃料費調整額 -264.46 円

ご使用量 215 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月16日	日附印 07331 18.05
金融機関 取扱期日	8月20日	
コンビニ等 取扱期日	9月5日	

沖縄電力株式会社
うるま支店

切り取りずみ金庫欄 横断線 横断線 コンビニエンスストア等へお出しください。

7月

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
 ハルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8160-0000

ご使用量	計	241 kWh	令和 3年 8月分	ご利用期間 7月15日~ 8月15日 お支払期日 9月15日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	8月16日	翌月検針日	9月15日	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	11439.4	前回(取付)指示数	11198.1	前月	前年同月
主				215	275

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,000 円 (再掲 809 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh - 7円58銭	- 3円16銭	+33円60銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円76銭	- 0円32銭	+ 3円36銭	+ 3円36銭

沖縄電力株式会社
 お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取りずみ金庫欄、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
 ご契約種別 従量電灯
 令和 3年 8月分

領収金額	7,000 円
料金	6,191 円
再エネ賦課金	809 円

【再掲】
 消費税等相当額 636 円
 燃料費調整額 -183.14 円

ご使用量 241 kWh

*金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。

支払期日	9月15日
金融機関 取扱期限日	9月24日
コンビニ等 取扱期限日	10月5日

沖縄電力株式会社
うるま支店

収入印紙貼付欄

切り取りずみ金庫欄、コンビニエンスストア等へお出しください。

8月

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
 ハルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8160-0000

ご使用量	計	258 kWh	令和 3年 9月分	ご利用期間 8月16日~ 9月14日 お支払期日 10月15日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	9月15日	翌月検針日	10月15日	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	11697.8	前回(取付)指示数	11439.4	前月	前年同月
主				241	224

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,642 円 (再掲 866 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh - 3円16銭	+ 1円26銭	+33円60銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円32銭	+ 0円13銭	+ 3円36銭	+ 3円36銭

沖縄電力株式会社
 お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取りずみ金庫欄、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 56-1-6
 ご契約種別 従量電灯
 令和 3年 9月分

領収金額	7,642 円
料金	6,776 円
再エネ賦課金	866 円

【再掲】
 消費税等相当額 694 円
 燃料費調整額 -82.52 円

ご使用量 258 kWh

*金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。

支払期日	10月15日
金融機関 取扱期限日	10月25日
コンビニ等 取扱期限日	11月4日

沖縄電力株式会社
うるま支店

収入印紙貼付欄

切り取りずみ金庫欄、コンビニエンスストア等へお出しください。

9月

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
 パルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8160-0000

ご使用量	計	207 kWh	令和 3年 10月分	ご利用期間 9月15日~10月14日 お支払期日 11月15日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日 10月15日	翌月検針日 11月15日	ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数	前月	前年同月
11904.8	11697.8	258	204

ご請求金額 (再エネ賦課金)	6,127 円 (再掲 695 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 1円26銭	+ 7円89銭	+33円60銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円13銭	+ 0円79銭	+ 3円36銭	+ 3円36銭

沖縄電力株式会社
 お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-588-705 うるま支店
 引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 58-1-8
 ご契約種別 従量電灯
 令和 3年10月分

領収金額 6,127 円
 料金 5,432 円
 再エネ賦課金 695 円

【再掲】
 消費税等相当額 557 円
 燃料費調整額 28.87 円

ご使用量 207 kWh

*金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼人控)

支払期日	11月15日	日 附 印
金額検閲 取扱期末日	11月25日	
コンビニ等 取扱期末日	12月5日	

沖縄電力株式会社
 うるま支店
 収入印紙貼付欄

10月

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
 パルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8160-0000

ご使用量	計	172 kWh	令和 3年 11月分	ご利用期間 10月15日~11月14日 お支払期日 12月15日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	--

今月検針日 11月15日	翌月検針日 12月15日	ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数	前月	前年同月
12077.1	11904.8	207	195

ご請求金額 (再エネ賦課金)	5,121 円 (再掲 577 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 7円89銭	+ 13円26銭	+33円60銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円13銭	+ 1円33銭	+ 3円36銭	+ 3円36銭

沖縄電力株式会社
 お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-588-705 うるま支店
 引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 58-1-8
 ご契約種別 従量電灯
 令和 3年11月分

領収金額 5,121 円
 料金 4,544 円
 再エネ賦課金 577 円

【再掲】
 消費税等相当額 485 円
 燃料費調整額 135.87 円

ご使用量 172 kWh

*金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼人控)

支払期日	12月15日	日 附 印
金額検閲 取扱期末日	12月24日	
コンビニ等 取扱期末日	1月4日	

沖縄電力株式会社
 うるま支店
 収入印紙貼付欄

11月

電気ご使用量のお知らせ (検針票)

いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
 パルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8180-0000

ご使用量	計	156 kWh	令和 3年 12月分	ご利用期間 11月15日~12月14日 お支払期日 1月14日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日	翌月検針日		乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)	
	12月15日	1月19日					前月	前年同月
主	12233.5	12077.1	1	156	G349658		172	184

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,683 円 (再掲 524 円)
-------------------	-----------------------

	燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
	当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 13円28銭	+ 19円57銭	+33円60銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 1円33銭	+ 1円96銭	+ 3円36銭	+ 3円36銭

沖縄電力株式会社
 お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-588-391 (1P電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-588-705 うるま支店
 引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取りに金庫印を貼付してください

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号	41900- 56-1-6
ご契約種別	従量電灯
令和	3年12月分

領収金額	4,683 円
料金	4,159 円
再エネ賦課金	524 円

【再掲】
 消費税等相当額 425 円
 燃料費調整額 207.44 円

検収⑤
 172787
 2月18日
 収入印紙貼付欄

支払期日 1月14日
 金庫印
 取替期日 2月28日
 コンビニ等
 取替期日 2月3日
 沖縄電力株式会社
 うるま支店

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(Aご依頼人控)

支払期日	1月14日
金庫印	
取替期日	2月28日
コンビニ等	2月3日
取替期日	2月3日
沖縄電力株式会社	
うるま支店	

12月

電気ご使用量のお知らせ (検針票)

いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
 パルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	56	1	6	400	3419	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8180-0000

ご使用量	計	170 kWh	令和 4年 1月分	ご利用期間 12月15日~1月18日 お支払期日 2月18日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日		乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)	
	1月19日	2月15日					前月	前年同月
主	12403.7	12233.5	1	170	G349658		156	240

ご請求金額 (再エネ賦課金)	5,255 円 (再掲 571 円)
-------------------	-----------------------

	燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
	当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 18円57銭	+ 29円04銭	+33円60銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 1円96銭	+ 2円91銭	+ 3円36銭	+ 3円36銭

沖縄電力株式会社
 お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-588-391 (1P電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-588-705 うるま支店
 引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取りに金庫印を貼付してください

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号	41900- 56-1-6
ご契約種別	従量電灯
令和	4年1月分

領収金額	5,255 円
料金	4,684 円
再エネ賦課金	571 円

【再掲】
 消費税等相当額 477 円
 燃料費調整額 333.17 円

検収⑤
 22129
 2月18日
 収入印紙貼付欄

支払期日 2月18日
 金庫印
 取替期日 2月28日
 コンビニ等
 取替期日 3月10日
 沖縄電力株式会社
 うるま支店

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(Aご依頼人控)

1月

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
 パルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	5616			400	3419	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8160-0000

ご使用量	計	133 kWh	令和 4年 2月分
------	---	---------	-----------

ご利用期間 1月19日~ 2月14日
 お支払期日 3月17日
 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	ご参考使用量(kWh)
2月15日	3月15日	2月15日	3月15日	2月15日	3月15日	2月15日	3月15日	前月
12536.8	12403.7	12536.8	12403.7	12536.8	12403.7	12536.8	12403.7	170

ご請求金額	4,130 円
(再エネ賦課金)	(再掲 448 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+29円04銭	+37円25銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+2円81銭	+3円73銭	+3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-588-705 うるま支店
 引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 58-1-8
 ご契約種別 従量電灯
 令和 4年 2月分

領収金額	4,130 円
料金	3,684 円
再エネ賦課金	448 円

【再掲】
 消費税等相当額 375 円
 燃料費調整額 386.97 円

ご使用量 133 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月17日	日 附 印
金額控除 取扱期日	3月25日	
コンビニ等 取扱期日	4月8日	

神縄電力株式会社
うるま支店

2A

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

県議会議員 照屋 守之 様
 パルティールみどり町 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
41900	5616			400	3419	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-1900-0005-8160-0000

ご使用量	計	173 kWh	令和 4年 3月分
------	---	---------	-----------

ご利用期間 2月15日~ 3月14日
 お支払期日 4月14日
 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	ご参考使用量(kWh)
3月15日	4月15日	3月15日	4月15日	3月15日	4月15日	3月15日	4月15日	前月
12710.1	12536.8	12710.1	12536.8	12710.1	12536.8	12710.1	12536.8	133

ご請求金額	5,663 円
(再エネ賦課金)	(再掲 581 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+37円25銭	+39円78銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+3円73銭	+3円98銭	+3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-588-705 うるま支店
 引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

県議会議員 照屋 守之 様

電気番号 41900- 58-1-8
 ご契約種別 従量電灯
 令和 4年 3月分

領収金額	5,663 円
料金	5,082 円
再エネ賦課金	581 円

【再掲】
 消費税等相当額 514 円
 燃料費調整額 645.24 円

ご使用量 173 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月14日	日 附 印
金額控除 取扱期日	4月22日	
コンビニ等 取扱期日	5月4日	

神縄電力株式会社
うるま支店

3A

事務所概要申告票

議員名 照屋 守之

1. 物件の所在

住所	沖縄県うるま市みどり町1丁目14番4号	
電話番号	098-989-4837	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [具志川興産]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

照屋 守之 (印)

賃貸人 氏名

[黒塗り]

住所

[黒塗り]

家賃受領証明書

住所 所
 会 社 名
 代表者名
 電話番号

うるま市みどり町4-20-23
 有限会社 具志達興産
 知念 富昭
 098-559131

物件名 パルティみどり町

部屋番号 1F店舗

入居者名 県議会議員 照屋 守之

処理年 2021

請求月	賃料	共益費	水道料	駐車料	その他	火災・更新	その他2	水道(固定)	請求額	入金額	残高	入金日
4月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		03/22
5月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		04/20
6月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		05/20
7月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		06/21
8月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		07/20
9月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		08/20
10月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		09/21
11月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		10/20
12月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		11/22
2022年												
1月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		12/20
2月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		01/20
3月	65,000	1,000	1,576		6,500				74,076	74,076		02/21
合計	780,000	12,000	18,912		78,000				888,912	888,912		

事務所費

貸主 [] (以下「貸借人」という。)と借主 興産全通員 照屋守之 (以下「貸借人」という。)は、この契約書により借借に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	パルティールみどり町 1階
所在地	うるま市みどり町1-14-4
構造	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根 / (1)階建 / 全(12)戸
用途	店舗・事務所
面積	新築年月 昭和・平成 10年 10月 約 49.58 ㎡
付属設備	クーラー、シャッター

頭書(2) 事業内容

政治活動事務所

頭書(3) 契約期間

平成 30年 9月 1日 から 平成 32年 8月 31日まで (24か月間)
目的物件の引渡し時期 平成 30年 8月 日

頭書(4) 賃料等

賃料 月額 65,000 円 (内消費税等 ー 円)	管理・ 共益費	月額 1,000 円 (内消費税等 ー 円)	家財 保険料	入居者にて加入
敷金 (賃料 1ヶ月)	家賃 保証料	特別免除	附属 施設料	月額 ー 円 (内消費税等 ー 円)
消費税 (賃料 ー 円)	償却			
その他の条件				
貸与する機 種 No.	本	本	本	本
賃料等の支払時期 翌月分を前月 20日に口座引落				
賃料等の支払 方法	口座 込			
の支払 方法	口座引落			
				委託会社名 (有)興志川興産

事業用賃貸借契約書

物件名 パルティールみどり町 1階

貸借人

興産全通員 照屋守之

賃借人



事務所費

頭書(5) 貸借人緊急連絡先

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸借人及び管理者

貸借人	氏名	住所

管理者	商号又は名称	(有)具志川興産
所在地	うるま市みどり町4-20-23	TEL (098) 974-4315
貸借住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号
全国賃貸不動産管理業協会会員番号		
管理担当者	氏名	(有)具志川興産 管理士・賃貸不動産管理士 登録番号

所有者	氏名	住所

頭書(7) 更新に関する事項

2か年毎の更新時に互い双方より何等申し出がない場合には自動にて更新されたものとする

頭書(8) 特約事項

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、賃貸人及び賃借人が記名押印の上、各自1通を保有する。
平成27年 8月30日

貸借人	氏名	住所	TEL
賃借人	氏名	住所	TEL
連帯保証人	氏名	住所	TEL
連帯保証人	氏名	住所	TEL

A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称 (有)具志川興産 知念 隆雄 うるま市みどり町4-20-23 (098)974-4315 (7)第 2432 号 平成23年 8月 23日 氏名 登録番号 沖繩県知事 第 号	商号又は名称 代表者の氏名 主たる事務所 所在地 TEL 免許証番号 免許年月日 氏名 登録番号 業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL
宅地建物取引主任者	(有)具志川興産 うるま市みどり町4-20-23 (098)974-4315	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「貸主」という。)、及び借主(以下「貸借人」という。)、は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。))について、頭書(2)の営業に供することを目的とするとする賃貸借契約(以下「本契約」という。))を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 貸借人及び貸借人は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 賃借人は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸借人に支払わなければならない。

2 貸借人及び賃借人は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合。
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合。
 - 三 近隣類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合。
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 賃借人は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。))に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い貸借人に支払うものとする。

2 貸借人及び賃借人は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の範囲)

第5条 貸借人は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 賃借人は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 賃借人は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条 賃借人は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を貸借人に預け入れるものとする。

2 賃借人は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 貸借人は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる賃借人の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、賃借人に返還しなければならない。

4 前項の規定により賃借人の債務額を差し引くときは、貸借人は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではない)

第7条 貸借人及び賃借人は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成8年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと

- 二 貸借人又は賃借人が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名称を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 賃借人は、賃借人の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 賃借人は、賃借人の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、転借若しくは賃借権又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 賃借人は、賃借人の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 賃借人は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。

5 賃借人は、敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

6 賃借人は、本物件の使用にあり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 銃器、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は搬出すること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 7 賃借人は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、賃借人の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段、廊下等共用部分への看板、ポスター等の広告物の掲示。
 - 二 階段、廊下等共用部分への物品の設置。

(賃借人の管理義務)

第9条 賃借人は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 賃借人は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 賃借人は、管理規約使用制限等を遵守するとともに、賃借人が本物件管理上必要な事項を賃借人に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に賃借人は、賃借人が入居に必要な本物件の鍵を貸与する。賃借人は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなくてはならない。万一紛失又は破損したときは、賃借人は、直ちに賃借人に連絡のうえ、賃借人が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は賃借人の負担とする。

5 賃借人は、鍵の追加設置、交換、複製を賃借人の承諾なく行なってはならない。

(原状の変更)

- 第10条 賃借人が、本物件を前条②の専業内容に従い使用の上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ賃借人の承諾を得た上で賃借人の指示に従い施工するものとし、その費用は賃借人が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令による設備の新設改善の必要が生じた場合は、その費用は賃借人が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

- 第11条 賃借人は、第3項の場合を除き、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、賃借人が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき賃借人が修繕を行う場合は、賃借人は、予め、その旨を賃借人に通知しなければならない。この場合において、賃借人は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の遂行を拒否することができない。
- 3 賃借人は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電線、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - 二 その他費用が極微な修繕。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、賃借人は、賃借人に速やかに届け出て確認を受けるものとし、その届出が遅れて賃借人に損害が生じたときは賃借人は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第12条 賃借人は、賃借人が次の各号に該当した場合において、賃借人が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されなかつたときは本契約を解除することができる。
 - 一 賃借人が賃料又は共益費の支払いを2か月以上怠つたとき。
 - 二 賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用を負担したとき。
- 2 賃借人は、賃借人が次に掲げる義務を違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至つたときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本物件を前条②の専業以外の用に供したとき。
 - 二 第9条(第8項第5号から第7号を除く)から第10条までの規定に違反したとき。
 - 三 入居時、賃借人又は連帯保証人について告げて特約事項に重大な虚偽があつたことが判明したとき。
 - 四 その他賃借人が本契約の各条項に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止。
 - 六 破産手続きの開始。
 - 七 民事再生手続きの開始。
 - 八 会社更生手続きの開始。
 - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 賃借人又は賃借人の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき。
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 賃借人は、賃借人が第9条第6項第5号から第7号に掲げる行為を行つた場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(賃借人からの解約)

- 第13条 賃借人は、賃借人に対して1か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、賃借人は、解約申入れの日から1か月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を賃借人に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、同時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第14条 賃借人は、明渡し日を10日前までに賃借人に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 賃借人は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合には、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 賃借人は、明渡しの際、賃借人を受け取った本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を賃借人に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に設置された賃借人の所有物が、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、賃借人がその時点でこれを放棄したものとみなし、賃借人はこれを必要な範囲内で任意に処分し、その処分に必要な費用を賃借人に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、賃借人は、本物件内に賃借人が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し、本物件を当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 賃借人が明渡しを遅延したときは、賃借人は、賃借人に対して、賃借人が明け渡された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第15条 賃借人は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 賃借人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき賃借人の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を借り受けようとする者が本物件の構造をずらすときは、賃借人及び物件の承諾をする者は、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができない。
- 4 賃借人は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建築物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ賃借人の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、賃借人は、賃借人の承諾を得ずして立ち入つたときは、その旨を賃借人に通知しなければならない。

(賃借人の通知義務)

- 第16条 賃借人は次の各号の各号の一に該当するときは直ちにその旨を賃借人に通知しなければならない。
 - 一 賃料等支払い方法の変更。
 - 二 前条⑥に記載した管理業者の変更。
- (賃借人の通知義務)
- 第17条 賃借人又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を賃借人に通知しなければならない。
 - 一 賃借人が本契約締結時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借人の職務と判断できるときは、第8条1項の定かにかかわらず。
 - 二 長期に休業するとき。
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散。

(連延損害金)

- 第18条 賃借人は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、遅延損害金として1ヶ月分につき1,000円を支払うものとする。

物件名 パルティールみどり町 1階

フリガナ 契約者名 県議会議員 照屋 守之 様

契約金計算書

(9月分家賃より送金)

平成 30 年 8 月 日

事務所費
うるま市みどり町の事務所は...
(有) 具志川興産
うるま市みどり町4-20-23
安原名十字路
TEL 098-974-4315
FAX 098-974-4126

家賃	65,000 円	共益費	1,000 円	駐車場	— 円	その他	— 円	消費税	5,200 円	合計	71,200 円
家賃	月 日分		円	仲介手数料(税込)			70,200 円			契約時の入金、必要書類、契約の締結が完了しない場合の入居(鍵引渡し)はできません。	
	9月分		65,000 円	家賃保証料:レキオス			円				入居申込書に虚偽の記載、又は記入漏れがある場合は、契約をお断りすることがございます。
共益費	月 日分		円	全保連			特別免除 円				
	9月分		1,000 円	フェア-信用保証			円				
消費税	月 日分		円	火災保険料(2年)			入居者にて加入 円				
	9月分		5,200 円	ペット保証金			円				
その他	月 日分		円	退去時清掃費			円				
	月分		円	小計②			70,200 円				
敷金			65,000 円	合計①+②			206,400 円				
礼金			— 円	申込金 Δ			円				
小計①			136,200 円	契約金残金			円				

家賃起算日 平成 30 年 9 月 1 日

契約日 H30 年 8 月 日 (更新料 5,000 円)

担当 [Redacted]

契約時必要書類

◇契約者本人

個人	法人
身分証明書(運転免許証)	法人登記簿謄本
認印(銀行印)	銀行印
銀行通帳※	銀行通帳※

※沖縄銀行、琉球銀行、海邦銀行のいずれか1行

◇保証人

- 身分証明書(運転免許証)
- 実印
- 印鑑証明書

事務所費

- (連帯保証人) 第19条 連帯保証人は、賃借人と連帯して、本契約から生じる賃借人の債務を負担するものとする。
- (免責) 第30条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、賃借人若しくは賃借人の責によらぬ原因で電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた賃借人又は賃借人の損害については、賃借人又は賃借人は互いにその責を負わないものとする。
- (協議) 第31条 賃借人及び賃借人は、本契約書に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。
- (合意管轄裁判所) 第22条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。
- (特約事項) 第23条 特約事項については、頭書(9)に記載するものとする。
- 家賃の支払方法 家賃の支払方法は下記のとおりとする。
1. 指定日に、本人の口座から銀行引き落としとする。
2. 指定日までに、(有)具志川興産の振込先口座へ振り込むものとする。

◎ 南具志川興産株式会社

金融機関名	海邦銀行
支店名	神城銀行
口座番号	[Redacted]
口座名義	(有) 具志川興産 代表取締役 具志川 知念 富好

賃貸借契約更新書

所在地 沖縄県うるま市みどり町1-14-4

物件名 パルティールみどり町 1F

賃借人 県議会議員 照屋 守之 様

上記物件は、更新事務手数料の受領に伴い
賃貸契約を引き続き継続するものとする。

尚、契約期間を下記の通りとする。

■賃貸借期間 2020年 8月 30日

(2年間) 2022年 8月 29日

2020年 8月 20日 受領致しました。

■更新事務手数料 **¥5,000-**

※再発行不可の為、大切に保管下さい。

2020年 8月 吉日

うるま市みどり町 4-20-23

●(有)具志川興産

TEL (098) 974-4315

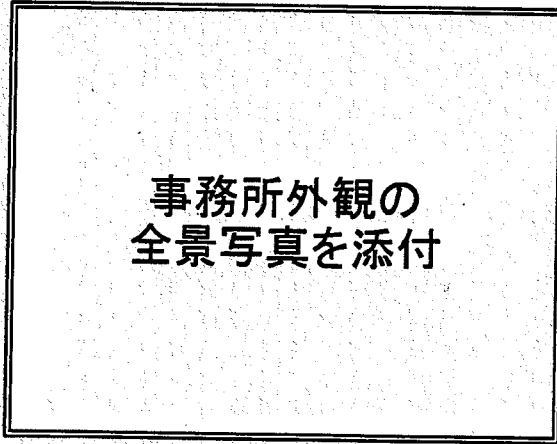
事務所費充当状況申告票

議員名 照屋 守之

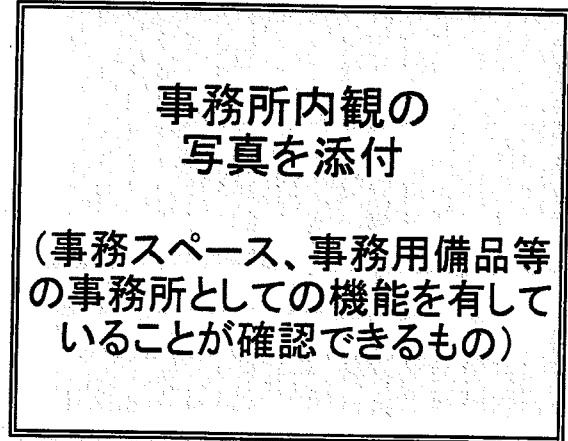
1. 事務所の状況

住所	沖縄県うるま市みどり町1丁目14番4号
----	---------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務のみの活動事務所として使用の為全額充当

(関係経費)


家賃(月額)	65,000 円
その他	1,000 円
	円

(充当額)

家賃(月額)	65,000 円
その他	共益費 1,000 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

照屋 守之 

県議会議員照屋守之事務所

照屋守之事務所

事務所

事務所

事務所

照屋守之事務所

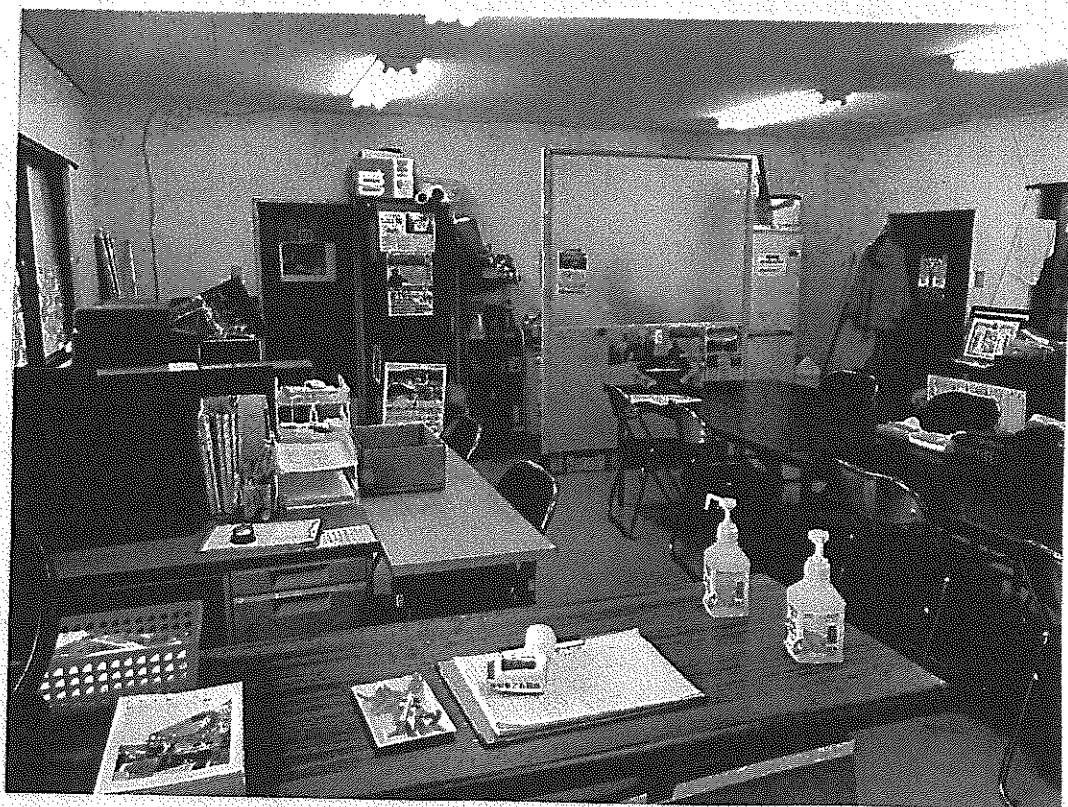
照屋守之事務所

照屋守之事務所

照屋守之事務所



事務所費



領 収 証

照屋 守之 殿

¥ 6 6 0 0 0

但し 看板ステッカー代として
(6枚分)

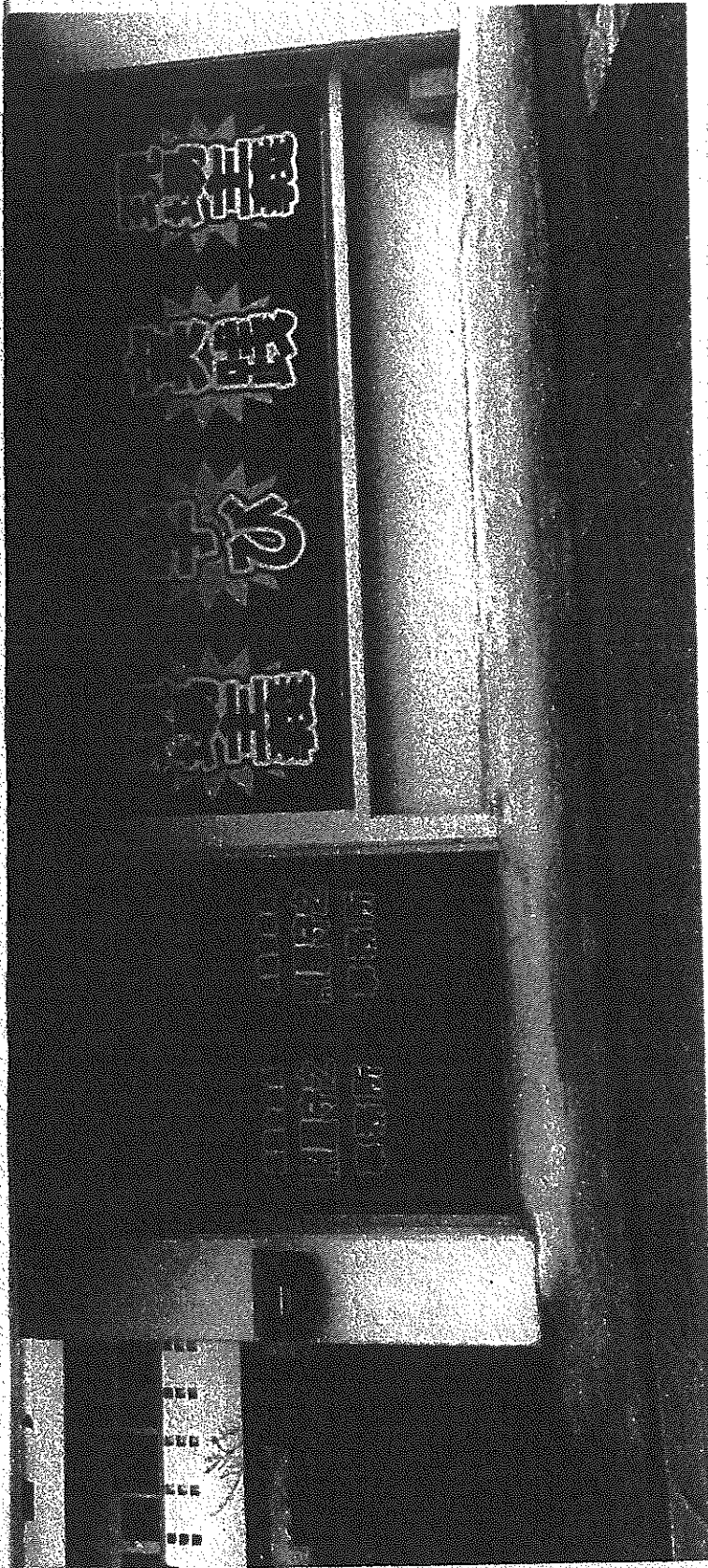


かんぱん・デント
スピードデザイン

事務所 うらま市幸江洲462
TEL 098-973-2276
FAX 098-974-3981

上記の通り確かに領収致しました。

2022年 3月 31日



経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/25	FAX4月	3,443	全額	3,443
6/26	FAX5月	3,443	全額	3,443
6/26	FAX6月	3,443	全額	3,443
8/5	FAX7月	3,477	その他	3,443
6/26	FAX8月	3,443	全額	3,443
10/6	FAX9月	3,443	全額	3,443
11/11	FAX10月	3,443	全額	3,443
12/4	FAX11月	3,443	全額	3,443
12/24	FAX12月	3,443	全額	3,443
1/29	FAX1月	3,443	全額	3,443
3/4	FAX2月	3,443	全額	3,443
3/25	FAX3月	3,443	全額	3,443
4/25	固定電話(4月分)	4,749	全額	4,749
6/26	固定電話(5月分)	5,057	全額	5,057
6/26	固定電話(6月分)	5,066	全額	5,066
6/26	固定電話(7月分)	5,057	全額	5,057
9/8	固定電話(8月分)	4,582	全額	4,582
10/6	固定電話(9月分)	8,998	全額	8,998
11/11	固定電話(10月分)	4,989	全額	4,989
12/4	固定電話(11月分)	7,612	全額	7,612
12/24	固定電話(12月分)	4,760	全額	4,760
1/29	固定電話(1月分)	4,848	全額	4,848
3/4	固定電話(2月分)	4,758	全額	4,758
3/25	固定電話(3月分)	4,774	全額	4,774
12/24	NHK放送受信料(12、1月)	2,250	全額	2,250
3/4	NHK放送受信料(2、3月)	2,250	全額	2,250
5/25	携帯電話(4月分)	8,710	その他	4,355
6/25	携帯電話(5月分)	8,664	その他	4,332
7/26	携帯電話(6月分)	8,654	その他	4,327
8/25	携帯電話(7月分)	8,167	その他	4,083

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
9/27	携帯電話(8月分)	8,052	その他	4,026
10/25	携帯電話(9月分)	8,091	その他	4,045
11/25	携帯電話(10月分)	8,305	その他	4,152
12/27	携帯電話(11月分)	8,078	その他	4,039
1/25	携帯電話(12月分)	8,072	その他	4,036
2/25	携帯電話(1月分)	8,084	その他	4,042
事務費 充当合計				152,503

充当割合: 政務活動 のみ全額充当
FAX 通信料

事務費

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2021年 4月分
¥3443
うち、消費税等
¥313

NTTコミュニケーションズ 株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
換収①
21.4.25
ローソン入店
市役所入口
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

4月分

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2021年 5月分
¥3443
うち、消費税等
¥313

NTTコミュニケーションズ 株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
換収②
07338
21.5.26
北谷郵便局
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

5月分

8月分、5月支払時遅れに為し二重払りをした

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2021年 5月分
金額 (円)
3,443

NTTコミュニケーションズ 株式会社
お問合せ先
ビルングカスタマセンタ
bccm@ntt.com

収入印紙貼付欄
換収③
72041
21.6.26
ふるま田協
カネリマ
(お客さま)

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2021年 6月分
¥3443
うち、消費税等
¥313

NTTコミュニケーションズ 株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
換収④
07338
21.6.26
北谷郵便局
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

6月分

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2021年 7月分
¥3477
うち、消費税等
¥313

NTTコミュニケーションズ 株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
換収⑤
07331
21.8.05
北谷郵便局
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

7月分

毎月定額の 3,443 円で充当

領収証 (Receipt)

ご請求番号
R108143240

お客さま氏名
照屋守之事務所 様

金額
2021年 9月分
¥3443
うち、消費税等
¥313

NTTコミュニケーションズ 株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先
0120-047128

収入印紙貼付欄
換収⑥
05950
21.10.06
ローソン具志川
高校前店
郵便局は収入印紙不要
(お客さま)

9月分

0月分